

# 中標津

活力みなぎる緑の郷土

HOKKAIDO  
NAKASHIBETSU-CHO

# 11

No.515  
2005  
平成17年



## 「防災の日」

町では、毎年10月4日の中標津町「防災の日」にちなみ、地域等での防災訓練を行っています。今年は10月2日（日）に泉町会連合会を対象に避難訓練やはしご車による救助訓練、消火器の使い方の講習などを行いました。

災害はいつ起こるか分かりません。各家庭でも、災害に対する備えを今一度家族全員で確認しておきましょう！

### 発行 / 中標津町役場

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地  
総務部総務課広報・調査係  
TEL 0153-73-3111 FAX 0153-73-5333

### 中標津町ホームページの

URLは <http://www.nakashibetsu.jp>

メールは [nakasi-t@arens.or.jp](mailto:nakasi-t@arens.or.jp)

携帯サイトは <http://j.nakashibetsu.jp/>



## 【予算総額】

平成17年度の一般会計予算は当初114億9,400万円でスタートしましたが、その後、前年度からの繰越事業費783万円や3回の補正予算（総額7,494万円）により、9月末現在では115億7,677万円の予算総額となっています。追加した補正予算の主な内容は、農業関係予算として資源リサイクル畜産環境整備事業や資源循環型農業総合支援事業補助金などに2,230万円、教育関係予算として東小学校校舎等耐力度調査経費やプール設備の改修などに1,675万円、総務関係予算として9月11日に執行された衆議院議員総選挙経費などに1,962万円となっています。

又、特別会計の主な補正予算は、簡易水道事業会計における道道摩周湖中標津線の道路改良に伴う水道管移設費に2,972万円、老人保健会計における前年度医療給付費の確定に伴う清算に2,120万円、介護保険事業会計における前年度介護給付費の確定に伴う清算に574万円などです。

企業会計の水道事業会計及び病院事業会計については、当初予算から補正は行っていません。

## 歳 出

項 目	予 算 現 額	支 出 済 額	支 出 率	前年同期
議 会 費	9,688万円	4,770万円	49.2%	46.7%
総 務 費	4億5,209万円	1億7,554万円	38.8%	38.5%
民 生 費	13億6,173万円	4億1,424万円	30.4%	29.3%
衛 生 費	13億7,425万円	4億2,480万円	30.9%	30.6%
労 働 費	787万円	373万円	47.4%	57.0%
農 林 業 費	10億4,753万円	1億4,941万円	14.3%	16.8%
商 工 費	9,512万円	7,104万円	74.7%	61.9%
土 木 費	22億2,155万円	10億9,016万円	49.1%	52.1%
消 防 費	4億3,863万円	2億4,800万円	56.5%	46.6%
教 育 費	9億3,787万円	3億9,356万円	42.0%	41.4%
災 害 復 旧 費	300万円			
公 債 費	14億 718万円	7億 435万円	50.1%	40.9%
諸 支 出 金	495万円	255万円	51.5%	51.6%
職 員 費	21億1,812万円	10億2,220万円	48.3%	49.0%
予 備 費	1,000万円			
合 計	115億7,677万円	47億4,728万円	41.0%	40.4%

## 企業会計の収支状況（9月末現在）

会 計	収 益			費 用			
	予 算 額	執行済額	執行率	予 算 額	執行済額	執行率	
水道事業	収益的収支予算	4億5,900万円	2億3,785万円	51.8%	3億4,699万円	1億6,221万円	46.7%
	資本的収支予算	3億2,190万円	495万円	1.5%	5億4,805万円	1億 386万円	19.0%
	水道会計合計	7億8,090万円	2億4,280万円	31.1%	8億9,504万円	2億6,607万円	29.7%
病院事業	収益的収支予算	37億9,243万円	15億 528万円	39.7%	40億8,710万円	18億3,182万円	44.8%
	資本的収支予算	1億9,288万円	7,932万円	41.1%	2億7,527万円	1億3,929万円	50.6%
	病院会計合計	39億8,531万円	15億8,460万円	39.8%	43億6,237万円	19億7,111万円	45.2%
合 計	47億6,621万円	18億2,740万円	38.3%	52億5,741万円	22億3,718万円	42.6%	

## 貯金（基金）の状況

区 分	残 高	前年同期
財 政 調 整 基 金	13億1,913万円	11億9,522万円
土 地 開 発 基 金	4億7,925万円	4億7,827万円
減 債 基 金	8億4,566万円	9億2,534万円
国保財政調整基金	1億6,413万円	5,792万円
介護給付費準備基金	999万円	729万円
簡水財政調整基金	1,792万円	
そ の 他	20億4,660万円	23億4,591万円
合 計	48億8,268万円	50億 995万円
人口一人当たり	20万3,039円	20万9,577円

## 借金（町債）の状況

区 分	残 高	前年同期
一 般 会 計	153億6,210万円	150億6,250万円
町 営 牧 場	2億7,821万円	2億7,250万円
公設地方卸売市場事業	5,138万円	6,528万円
下 水 道 事 業	78億 359万円	82億4,225万円
簡 易 水 道 事 業	3億1,877万円	2億7,762万円
水 道 事 業	12億4,176万円	16億3,092万円
病 院 事 業	57億8,381万円	60億 796万円
合 計	308億3,962万円	315億5,903万円
人口一人当たり	128万2,419円	132万 185円

人口は9月末現在の24,048人で算出（前年同期は23,905人）

# 平成17年度 上半期財政公表

財政公表は、町民の皆様になめていただいた町税等がどのように使われているかなどを、年2回（上半期、決算）お知らせするものです。今回は、平成17年度上半期における予算執行状況についてお知らせします。

## 一般会計の収支状況（9月末現在）

### 歳入

項目	予算現額	収入済額	収入率	前年同期
町税	24億5,578万円	14億1,364万円	57.6%	57.8%
地方譲与税	3億6,500万円	1億2,080万円	33.1%	32.8%
利子割交付金	700万円	748万円	106.9%	22.1%
配当割交付金	100万円	114万円	114.0%	46.0%
株式等譲渡所得割交付金	1万円	-	-	1.0%
地方消費税交付金	2億7,200万円	1億3,688万円	50.3%	73.6%
ゴルフ場利用税交付金	300万円	73万円	24.3%	51.0%
自動車取得税交付金	8,200万円	3,216万円	39.2%	34.7%
地方特例交付金	9,000万円	8,588万円	95.4%	101.7%
地方交付税	46億1,351万円	33億4,322万円	72.5%	70.6%
分担金及び負担金	3億1,632万円	7,633万円	24.1%	30.7%
使用料及び手数料	2億8,700万円	1億3,999万円	48.8%	49.1%
国庫支出金	6億7,803万円	1億5,835万円	23.4%	21.6%
道支出金	6億3,899万円	7,073万円	11.1%	11.4%
繰入金	3億7,093万円	-	-	-
繰越金	6,331万円	2億4,178万円	381.9%	320.4%
町債	10億6,930万円	-	-	-
その他	2億6,359万円	8,588万円	32.6%	33.5%
合計	115億7,677万円	59億1,499万円	51.1%	45.9%

## 特別会計の収支状況（9月末現在）

会計	予算現額	収入済額	支出済額	支出率	前年同期
町営牧場	7,849万円	5,966万円	6,873万円	87.6%	60.5%
国民健康保険事業	22億4,844万円	9億798万円	9億1,913万円	40.9%	41.9%
公設地方卸売市場事業	2,080万円	1,068万円	1,064万円	51.2%	49.5%
下水道事業	14億869万円	7億5,484万円	7億3,946万円	52.5%	49.5%
老人保健	18億258万円	7億6,259万円	7億5,620万円	42.0%	42.8%
介護保険事業	9億6,936万円	3億9,921万円	3億9,522万円	40.8%	39.8%
簡易水道事業	2億5,849万円	6,374万円	7,794万円	30.2%	31.2%
合計	67億8,685万円	29億5,870万円	29億6,732万円	43.7%	43.6%

## 町税等の収入状況（9月末現在）

区分	調定額	収入額	収入率	前年同期	
町税	町民税	11億293万円	4億7,573万円	43.1%	44.1%
	固定資産税	11億3,999万円	7億475万円	61.8%	61.4%
	軽自動車税	3,875万円	3,230万円	83.4%	82.8%
	たばこ税	1億2,449万円	1億2,449万円	100.0%	100.0%
	入湯税	367万円	325万円	88.6%	93.8%
	都市計画税	1億2,077万円	7,312万円	60.5%	60.2%
国民健康保険税	14億9,716万円	5億892万円	34.0%	35.5%	
合計	40億2,776万円	19億2,256万円	47.7%	48.4%	

調定額～納入義務者に対して実際に賦課された税金の額

# 開陽台周辺地区を 景観形成重点区域に指定

～ 中標津町景観条例に基づく景観形成重点区域の第1号として「開陽台周辺地区」を指定しました～



本町では、「中標津町景観条例」を平成9年1月1日に施行し、ふるさと中標津の良好で緑豊かな自然景観や酪農景観などを守り、つくり、育てることを目的として、景観づくりを進めているところです。

この条例は、景観形成において、特に重要と認める区域を「景観形成重点区域」と指定することができ、開発計画に対し町民が意見を述べる、審議できる場を設置する手続き条例となっています。

本町においては、様々な景観ポイントがありますが、その中でも特に、平成12年北海道遺産にも指定された格子状防風林、大規模な牧草地や遠く北方領土まで一望できる開陽台があり、そこから見渡す景観は全国的にも有名な景勝地となっています。

そこでこの開陽台周辺の景観を守り、次の世代に引き継いでいくため、景観条例に基づく景観形成重点区域の第1号として「開陽台周辺地区」を指定しました。

景観形成重点区域の指定とともに、区域内の景観形成に係るルールを定め、区域内で行われる開発行為等には事前の協議等を義務付け、町はその内容に助言、指導を行うこととなります。

この指定により区域内における全ての行為を規制するのではなく、地域の発展と調和を図りながら、ルールに沿って「中標津らしい豊かな自然を活かしたまちづくり」に努めていきますので、ご理解願います。

詳しくは、街づくり推進室街づくり推進係まで。



# 景観形成重点区域(開陽台周辺地区)の指定内容

## 区域の範囲

「地球が丸く見える」開陽台からの緑の眺望景観を守るため、景観上、影響の大きいと思われる樹木の伐採や建物の建築などに配慮する区域を指定しました。

- ・北側：国有林界
- ・東側：22線（内側）
- ・南側：北19号（道路南側境界）
- ・西側：町営開陽台牧場西境界



 景観形成重点区域の指定範囲



## 【景観形成の基本目標】

開陽台は、山岳部から連なり豊かな植生を見せる樹林帯や、防風防霧保安林による緑の大格子、大規模な牧草地、遠く北方領土までを視界330度に一望できる全国的に有名な景勝地です。しかし、開陽台は高台にあるとはいえ比較的低い位置にあることから、樹木の伐採や建物の建築などによる影響が大きく、緑一面の広大な自然景観は、たやすく崩壊する危険性を持っています。従って、我々町民は先人達から受け継いだ貴重な財産である「地球が丸く見える」開陽台からの緑の眺望景観を守り、将来に引き継ぐ義務があります。

- ・開陽台からの、視界330度の景観を守ります。
- ・「北海道遺産」である防風保安林の景観を守ります。
- ・大規模な牧場、牧草地帯などにおける施設整備においては、中標津らしい酪農景観に配慮します。
- ・全国的な景勝地ならでの、出逢いの感動を育てます。

# 景観形成重点区域内の景観形成基準

景観形成の方針	景観形成基準	細則
<p><b>【土地利用】</b> 自然的価値の高い環境を保全し、開陽台やアクセス路（ミルクロード）からの眺望を意識し、広大な緑を生かした土地利用を図ります。</p>		
<p><b>【公的地区施設の景観形成】</b> 背後の山並みと豊かな樹林帯に調和した景観形成の先導的役割を担い、観光資源としても魅力ある公的地区施設（町営開陽台牧場、展望台、キャンプ場、ミルクロード等）とします。</p> 	<p><b>（施設の管理）</b> 景観に配慮し、適切な維持管理に努める。</p> <p><b>（位置）</b> 開陽台から目立たない位置とすると共に、植栽により遮蔽するなど目立たないように配慮する。</p> <p><b>（規模）</b> 建築物等の最高の高さは周辺の景観と調和するように配慮した高さとし、原則として2階建て以下かつ10m以下とする。</p> <p><b>（意匠、色彩）</b> 建築物等の外壁、屋根形状等の意匠、色彩は周囲の景観と調和したものとします。</p>	<p><b>（意匠、色彩）</b> 建築物等の外壁、屋根形状は周辺の自然環境に配慮する。</p> <p><b>屋根の色</b> 自然環境になじみ、落ち着くダークグリーン、ダークグレー、ダークブラウン、ブラック又は同系色とする。ただし、牧歌的風景になじむ町営開陽台牧場等の施設はレッドも可とする。</p> <p><b>外壁の色</b> 木、石、土などの自然素材色又は、白系統色を主要色とする。</p>
<p><b>【緑化に関する景観形成】</b> 開陽台からは、山岳部から広がる樹林帯と牧草地による豊かな緑のふちどりを望むことができます。開発行為等（開発行為に満たない時も含む。）にあたっては、これら自然の緑と農地との調和に配慮し、樹林地の保全、敷地内の緑化等を推進します。</p>	<p><b>（緑化努力義務）</b> 現況林地を含まない区域で開発行為等を行う場合は、敷地内の緑化を図る。</p> <p><b>（既存樹木の保全）</b> 現況林地を含む区域で開発行為等（農林業を営むものを除く）を行う場合は、森林法に基づく開発行為の許可基準（ただし、工場、事業場の設置及び住宅団地造成の場合の森林率は、おおむね50%以上とする。）により、森林の残地又は造成を図る。</p>	
<p><b>【建築物等の景観形成】</b> 開陽台からの「丸い地平線」を保てるよう、建築物の高さに留意します。眺望が届く範囲では、眺望されることを意識し、建築物や附属する設備の意匠、色彩等についても景観上の配慮をします。</p> 	<p><b>（位置）</b> 開陽台及び町道19号から目立たない位置（農林業を営むものを除く）に配置する。駐車場を設ける場合は植栽により遮蔽する等目立たないように配慮する。</p> <p><b>（規模）</b> 建築物等の最高の高さは開陽台展望台から見て、周辺の景観と調和するように配慮した高さとし、原則として2階建て以下かつ10m以下とする。ただし、サイロを除く。</p> <p><b>（意匠、色彩）</b> 建築物等の外壁、屋根形状等の意匠、色彩は周囲の景観と調和したものとします。</p>	<p><b>（意匠、色彩）</b> 建築物等の外壁、屋根形状は周辺の自然環境に配慮する。</p> <p><b>屋根の色</b> 自然環境になじみ、落ち着くダークグリーン、ダークグレー、ダークブラウン、ブラック又は同系色とする。ただし、牧歌的風景になじむ農業施設については、レッドも可とする。</p> <p><b>外壁の色</b> 木、石、土などの自然素材色又は、白系統色を主要色とする。</p>
<p><b>【屋外広告物の景観形成】</b> 開陽台やアクセス路（ミルクロード）からの眺望を意識し、眺望の届く範囲に屋外広告物を掲出する場合は、周辺の自然景観との調和に配慮します。</p>	<p>屋外広告物を掲出する場合は、周辺の自然景観と調和するよう、規模、意匠及び色彩について配慮する。</p> <p>のぼり、旗などの簡易な広告物の設置は避ける。</p> <p>北海道屋外広告物条例に基づく第2種禁止区域の指定と連携を図る。</p>	
<p><b>【土地の区画形質の変更】</b></p>	<p><b>（土地の形質）</b> 土地の形質の変更を行う場合、変更後の土地の形質の状態が開陽台からの眺望及び周囲の景観と調和のとれたものとする。</p> <p><b>（法面処理）</b> 法面は芝、低木等の植栽により緑化に努める。</p>	

# 景観形成重点区域の指定後の行為

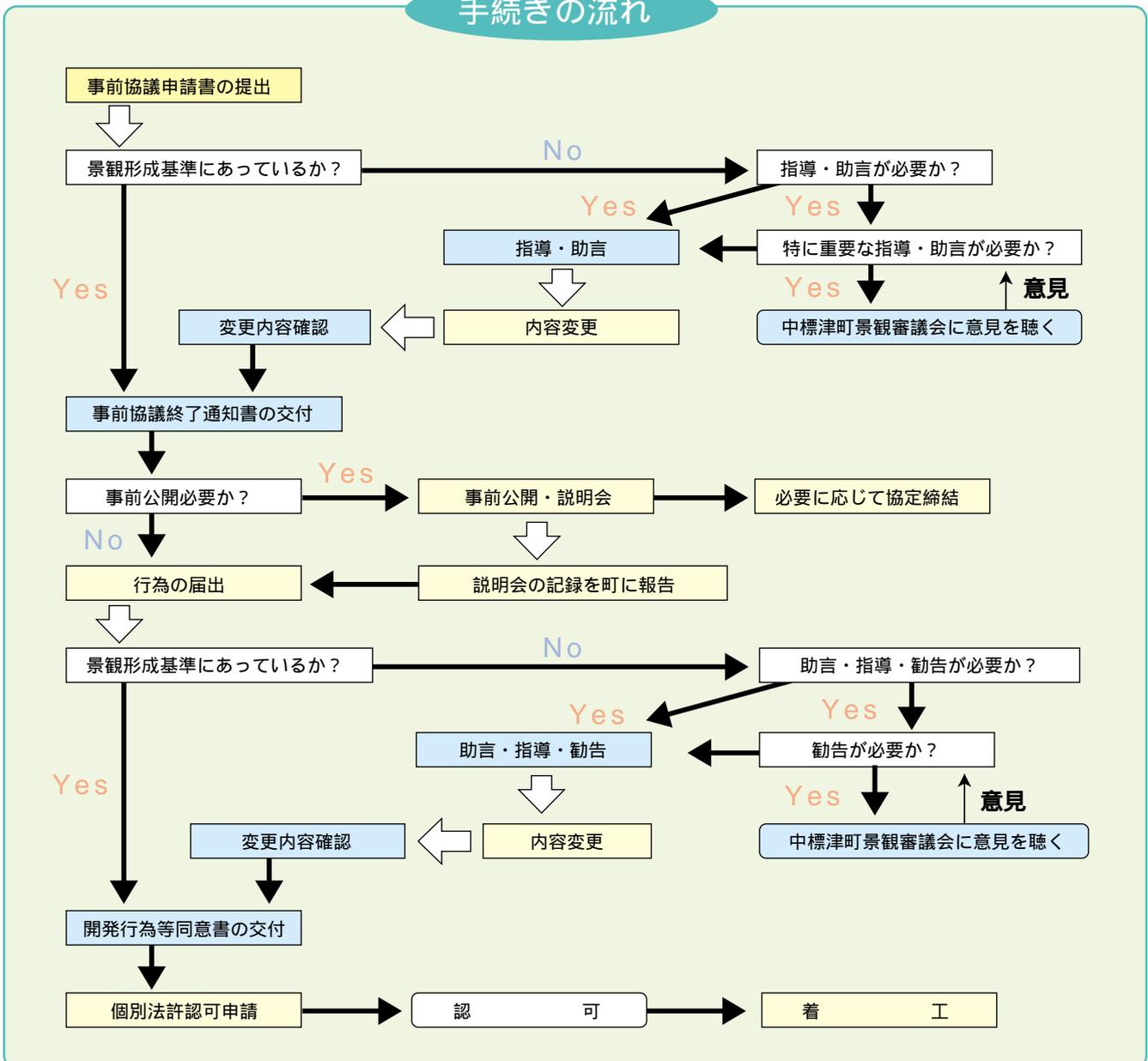
景観形成重点区域に指定されますと、次に掲げる行為をしようとするときは町長に届け出なければなりません。

(中標津町景観条例第9条第1項関係)

- (1) 建築物の新築、増築、改築、移転、除去又は外観の修繕、模様替え若しくは色彩の変更(建築物の新築、増築、改築、移転で建築基準法第6条第1項の規定による確認を要する行為以外は除きます)
- (2) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- (3) 都市計画区域内の1,000㎡以上の開発行為
- (4) 都市計画区域外の3,000㎡以上の開発行為  
〔(3)(4)で農林業を営むために行うものは除きます〕
- (5) 10,000㎡以上の立木の伐採  
(間伐、枝打ち、整枝等木材の保育のために通常行われる立木の伐採、枯損した立木又は危険な立木の伐採は除きます)
- (6) 屋外における廃棄自動車の放置
- (7) 屋外における建設廃材の堆積
- (8) その他町長が指定するもの



## 手続きの流れ





# インフルエンザワクチン接種のお知らせ

町立中標津病院では、今年度の「インフルエンザワクチン」接種を実施しています。詳細は次のとおりです。

## [予防の基本はワクチン接種]

インフルエンザの予防には、予防接種が有効です。ワクチンの投与によって体内にインフルエンザウイルスに対する抵抗力をつくり、感染しにくくしたり、感染しても重くならないようにすることができます。

インフルエンザは、毎年ウイルスの姿を細かく変えて出現します。これを「変異」と呼びます。そのため、予防接種のワクチンは、そのシーズンに流行すると考えられるインフルエンザウイルスを予測して効果があるように作られています。近年は流行とワクチンがほぼ一致しています。

### 接種回数

- 小学生まで 2回（2回目は初回の約4週間後）
- 中学生 1回（2回接種も可能）
- 高校生～69歳まで 1回（2回接種も可能）
- 70歳以上 2回（2回目は初回の約4週間後）

### 接種料金

- ・中学生以下... 1人1回2,000円
- ・高校生以上... 1人1回3,000円
- 65歳以上等の方は、1回に限り助成があります。

### 接種日時

- ・中学生以下（小児）
  - 毎週月曜日か水曜日の正午～午後3時30分に再来受付機または1階総合受付窓口にて受付けしてください。
  - 小児科外来受診の上、接種します。
  - （接種の診察は午後3時～午後4時）
- ・高校生以上（大人）
  - 接種のみを希望される方は、毎週木曜日午後3時～午後4時に1階総合受付窓口にて受付けしてください。
  - 内科外来受診の上、接種します。慢性疾患などで受診されている方は、受診日に内科外来窓口へ申し出てください。同日接種します。

# 麻しん・風しんの予防接種が大きく変わります

平成18年4月1日から「麻しん」と「風しん」の定期予防接種の対象年齢が変更となります。

	現行制度 (平成18年3月31日まで)	変更後 (平成18年4月1日以降)
接種回数	麻しんワクチン～1回 風しんワクチン～1回	麻しん・風しん混合ワクチン(MRワクチン)を 第1期と第2期にそれぞれ1回
対象年齢	満12カ月～90カ月 (1歳～7歳6カ月)	第1期～満12カ月～24カ月(1歳～2歳) 第2期～小学校就学の前年度の4月1日～3月31日



すでに1歳になっている人は、「麻しん」「風しん」の定期予防接種を平成18年3月31日までに両方完了させてください。  
(平成18年4月1日以降は2歳までが対象となり、2歳を過ぎると任意接種となります。)

平成18年3月31日までに「麻しん」「風しん」の定期予防接種いずれか一つでも受けた人は、平成18年4月1日以降の「麻しん・風しん混合ワクチン」の定期予防接種の対象とはなりません。(第1期、第2期とも)

詳しくは、中標津町保健センター管理課管理係 ☎(72)27333まで。



## 「禁煙したい方へ」

町立中標津病院 内科医師 久保光司

### 「禁煙の壁」なぜタバコが止められないか？

禁煙を試みても、自分の意志で喫煙をやめられるのは五〜一〇%程度で、大半は禁煙に失敗しているとされます。タバコが止められないのは、ニコチンが薬物依存（ニコチン依存）を引き起こすためです。ニコチンはタバコを吸って僅か七秒というスピードで脳に到達します。しかし、喫煙により吸収されたニコチンは三十分後には血中濃度が半分になり、血中ニコチン濃度が個人で必要とする血中濃度以下に低下するとまた喫煙したくなります。そのため禁煙すると、タバコを吸いたくない欲求（喫煙欲求）が生じ、集中が困難となったり、イライラするなど不愉快な離脱症状（禁断症状）がいろいろと出現してきます。喫煙欲求は長くて三十分程度で消えてしまうので、ガムを噛む、冷たい水を飲む、軽めの運動をするといった他の刺激により気分をそらす事が有効です。この喫煙欲求は禁煙を始めてから三日以内にピークを迎え、四日目位から下降線をたどり、五日目では約八割の人がその喫煙欲求が消えるといえます。このように止めたいと思っても喫煙欲求や離脱症状のため、なかなか止められないのがタバコです。

禁煙後一〜二週間後は「安心期」と呼ばれ、気が緩んで油断しやすくなり、この時期に禁煙に失敗してしまう人は二八%と、割合では最も多いといわれます。脳の中で完全にニコチン依存が完全に消失するまでには大体二〜三週間かかります。そのため、まだ脳の中ではニコチンを欲しています。睡眠不足、飲酒、食事の摂り過ぎは、覚醒度を低下させて喫煙欲求を起こしやすくなります。

禁煙後一ヶ月が過ぎると、体がニコチンを求めなくなりませんが、喫煙していた時の行動記憶が残っており、何かのきっかけでふと吸いたくなる時があります。喫煙の行動記憶が

消えるまでは、最低でも三ヶ月は必要といわれますが、最初の一ヶ月を乗り切ると成功率はグンと高くなります。

禁煙は一度失敗したとしても諦めず、自分がなぜ禁煙に失敗したかを認識した上で、何度も挑戦してみる事が大事です。乗り越えるべき壁の存在をきちんと認識することで、タバコを止めることは可能です。

### タバコを止めようと思っても

#### 止められない方へ

禁煙の補助療法としてニコチンガム（禁煙ガム）やニコチンパッチ（貼付薬）があります。ガムやパッチにより適切にニコチンを補給することで、離脱症状を抑えつつ、無理なく禁煙する方法（ニコチン置換療法）です。ガムは一九九四年に発売され使用されてきましたが、噛み始めてからニコチンの血中濃度が上昇するまで十分前後かかり、その間は離脱症状に耐えなくてはならないという欠点がありました。パッチは一九九九年に発売され、より簡単に、より確実に禁煙指導が行えるようになりました。パッチは一日一枚皮膚の一部に貼るだけでよいので、ガムに比べより簡便です。パッチの場合にはニコチンの血中濃度の上昇には数時間かかりますが、一日一回の貼付で二十四時間後も、喫煙時の約三分の二のニコチン濃度を維持するため、喫煙衝動や離脱症状はほとんど生じません。止めたくても止められないという方は一度パッチを用いた禁煙指導を試されることをお勧めします。しかし、これらの薬はタバコが嫌いになるといった「魔法の薬」ではなく、計画的に禁煙していくこととする本人自身の強い意志と努力がなによりも大切です。町立中標津病院では六月から毎週金曜日午後三時〜午後四時に禁煙外来を行っていますので、タバコを止めようと思っても止められない方は気軽に受診して下さい。

## 新教育長に

### 小出氏を選出

町教育委員会では、横内前教育長の退任を受け、町議会の九月定例会で教育委員に任命同意された小出伸史氏を、十月一日付けで新教育長に選出しました。任期は平成二十一年九月三十日まで四年間です。



教育長

小出 伸史  
こいで のぶふみ

小出教育長は、昭和二十二年四月生まれの五十八歳。中標津町出身で、北海道教育大学釧路分校卒業後の昭和四十六年四月、中標津小学校に教諭として赴任し教職生活をスタート。以来管内小中学校三校の校長などを歴任し、平成十六年四月からは北海道教育庁根室教育局指導主幹を務めていました。町長から教育委員としての辞令交付を受けた小出教育長は、「誠意を持って業務に邁進します。」と抱負を語っていました。

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
11	12	13	14	15
16	17	18	19	20
21	22	23	24	25
26	27	28	29	30

November

11

広場

税金

11月は固定資産税(第3期)、国民健康保険税(第6期)、介護保険料(第6期)の納期です

固定資産税の第3期と国民健康保険税の第6期、介護保険料の第6期の納期限は11月30日です。忘れずに納期限内に納めましょう。

軽自動車税全期、固定資産税の第1~2期と町道民税の第1~3期、国民健康保険税及び介護保険料の第1~5期の納期限がすでに経過しています。もう一度お手元の納付書を確認のうえ、納付されていない方は早急に納めましょう。

町税はみんなの財産です。町税を有効に使うため、納期内納付にご協力をお願いします。

~町税等各種収納金の納付は口座振替で~

<11月の収納窓口休日開設及び平日開設時間延長日>

休日開設日	開設時間延長日
27日(日)	15日(火) 30日(水)
午前9時~ 午後5時まで	午後5時15分~ 午後8時まで

収納窓口開設時間延長、休日開設にあわせて納税相談を実施していますので、納税についてご相談ください。

納め忘れはありませんか？

11月30日は個人事業税の第2期納期限です。根室支庁から送られた納税通知書により納めましょう。納期内納税をお願いします。

詳しくは、根室支庁税務課課税係 ☎0153-24-5479 (ダイヤルイン)まで。

出張税務相談室開設のお知らせ

札幌国税局税務相談室釧路分室では、「出張税務相談室」を次のとおり開設します。

住宅取得を借入金で行った時、土地や建物の譲渡(売却)、財産の譲与を受けた時、相続をした場合のほか、税に関する相談に応じます。

相談は無料で匿名となっていますので、お気軽にご相談ください。

開設日時

11月15日(火) 午後1時~午後5時  
11月16日(水) 午前9時~午前11時30分

会場 中標津経済センター

詳しくは、札幌国税局税務相談室釧路分室 ☎0154-31-5111まで。

町立病院からのお知らせ

十一月の整形外科診療日は、上記カレンダーの印のとおりです。詳しくは、町立中標津病院医事課 ☎(72) 8200まで。

先月号でもお知らせしましたが、町立病院では、院内での携帯電話使用の一部解禁に向け、ベースメーカーを装着の患者さんに対し、十一月三十日までアンケートを行っております。ベースメーカーを装着されている患者さんは、来院の際、アンケートの回答にご協力願います。

詳しくは、町立中標津病院管理課 ☎(72) 8200まで。

町営住宅入居者募集

募集団地 泉団地

・平屋の2DK

昭和四十八年建設

一戸

家賃 七千三百円~九千三百円  
・平屋の3DK  
昭和五十年建設 一戸  
家賃 九千九百円~  
一万六千四百円

募集団地 計根別団地(新築)

・平屋の2LDK

平成十七年建設

四戸

家賃 一万九千二百円~  
三万一千八百円

申込期限 十一月十六日(水)

受付場所 管理課住宅係

選考方法 町営住宅運営委員会の意見を聞いて、入居申込者の住宅困窮度の高い方から入居を決定します。

町立保育園・泉保育園で  
新入園児を募集

保育園では、仕事や事情により昼間お子さんの世話ができない家庭のお子さんをお預かりしています。町立保育園・泉保育園の来年度四

月入園のお子さんを十一月十四日(月)~十二月三十日(金)まで受付ます。保護者は、入園したい保育園を選択して申し込みください。

申込方法

申込書は各保育園にありますので、関係書類(雇用証明書)を添えて各保育園に提出してください。

また、後日、平成十七年分源泉徴収票の写し、確定申告の写しを提出して頂きます。

詳しくは、町立中標津保育園 ☎(72) 2376まで。

し尿汲み取りの  
申し込みはお早めに

し尿の汲み取りは、例年、年末に希望が集中するため、収集や浄化センターでの処理が間に合わない場合がありますので、早めに申し込みください。

年内の汲み取りを希望する場合は、十一月末日までに申し込みください。

申し込みの状況によっては、翌年一月の汲み取りとなる場合がありますので、ご了承ください。

なお、し尿証紙を必ず事前に購入してお待ちください。

申込み先は、北方産業(有)

☎(72) 3186 午前八時~午後五時まで。

ヘリコプターによる薬剤  
空中散布の実施について

町有保安林等の造林地を野ねずみから保護するため、ヘリコプターによる薬剤散布を左記日程により実施する予定ですのでお知らせします。

なお、天候により実施予定日が変更される場合がありますので、ご了承ください。

実施日 十一月九日(水)~  
十一月十日(木)

区域 町内一円の町有林及び  
私有林

健康

保健センター主催の各種検診受診者、講演会参加者を募集します。

申込先は全て中標津町保健センター 成人保健係 ☎(72)2733 まで。

乳がん検診のお知らせ(1月分)

**申込締切** 平成17年12月2日(金)  
締切日が変更になりました。

**実施日** 平成18年1月23日(月)

**対象** 40歳以上の女性

**内容** 問診、マンモグラフィー撮影、視診・触診  
マンモグラフィー撮影は乳房X線撮影装置を用いた画像診断法です。

**料金** 40~69歳 2,600円  
70歳以上 1,300円

**定員** 25人

**実施場所** 町立中標津病院

骨粗鬆症検診のお知らせ(12月分)

**実施期間** 12月1日~12月30日の平日

**申込期間** 11月7日~11月18日の平日

**対象** 20歳以上の女性

**内容** 問診、骨密度測定(手首)診察

**料金** 1,300円(70歳以上は600円)

**定員** 1日2人(午前中)

**実施場所** 町立中標津病院

糖尿病フォーラムのお知らせ

**日時** 11月27日(日)  
午後1時~午後3時  
(開場午後12時)

**場所** 中標津町総合文化会館  
コミュニティホール

**講師** 札幌厚生病院 第1内科部長  
紅粉睦男先生

**対象** 関心のある方など誰でも

**内容** 講演(申し込み不要)  
血液検査(要予約):当日50名の方、予約制・無料にて食事前血糖と食後血糖測定をします。

**予約** 中標津町保健センターまで。検査の方のみお弁当を用意します。

第2回HOTほっとフェスティバル

本町の「森の家」も含め、根室管内の障害者施設・共同作業所利用者の作品(手工芸品、パン、クッキー、生ゴミ発酵剤等)を販売します。

詳しくは、福祉課社会福祉係まで。

**日時** 11月12日(土)~13日(日)  
両日午前9時~

**場所** 東武サウスヒルズ

預金保護制度(ペイオフ本格実施)

平成17年4月以降、当座預金や利息の付かない普通預金は「決済用」として全額保護され、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます。

具体的にどの預金が「決済用預金」に該当するか等の詳細は、各金融機関の窓口等にお問い合わせください。

国民年金からのお知らせ

所得税法の一部が改正され、平成十七年分の所得申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務付けられました。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(ハガキ)が、社会保険庁から十一月下旬に送付されます。

年末調整または確定申告の手続

散布薬剤

リンカS1及びリンカ亜鉛10  
本薬剤は、毒物及び劇物取締法による指定から除外された普通物です。  
詳しくは、農林課林務係まで。

市町村合併推進に関する地域説明会開催のお知らせ

北海道では、現在、自主的な市町村の合併を推進するための「北海道市町村合併推進構想(仮称)」を策定中です。自主的な市町村の合併を推進する基本的な事項につ

きの際は、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。お問い合わせ先は、社会保険庁から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されています。

お問い合わせ、控除証明書の再発行は、コールセンター ☎0570-009911(平日午前9時~午後5時)まで。一般電話・公衆電話から市内通話料金でご利用になれます。

詳しくは、生活課年金係まで。

特設人権相談所を開設

釧路地方法務局根室支局と根室人権擁護委員協議会では、根室管内で一斉に特設人権相談所を開設

いて、道民の皆さんにお知らせし、住民自治の視点に立った構想づくりを進めていくために、次のとおり説明会を開催します。

**日時** 十一月十一日(金)  
午後六時~午後八時

**場所** 釧路市生涯学習センター  
多目的ホール

**内容** 道庁担当者から構想の説明  
意見交換

**申込** 自由参加 定員百名程度  
会場の都合がありますので、参加希望の方は事前にご連絡ください。

申し込みなど詳しくは、根室支庁地域政策課 ☎0153(23)6816 まで。

伐採木を提供します

釧路開発建設部では、標津川の河川工事に伴い発生した伐採木を薪などに有効活用するため、再利用していただける方を募集しています。

場所や費用など詳しくは、北海道開発局釧路開発建設部釧路河川事務所工務課(標茶町) ☎015(485)2056 まで。

**応募締切** 十一月二十一日(月)

します。相談内容は、夫婦、親子、金銭貸借、不動産、相続、借地借家、いじめ、体罰、名誉信用、その他心配ごとなどです。費用は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

**日時** 十二月六日(火)  
午後一時~午後四時

**場所** 役場一階一〇一号会議室  
詳しくは、生活課戸籍住民係まで。



CAMERA WATCHING



### 収穫祭

中標津農業高校の生徒が一般の方に製品を販売する「収穫祭」が開催されました。今年で四回目のこの収穫祭では、生徒たちが一生懸命に育てた野菜や花、授業で製造した乳製品やソーセージなどの肉製品がずらりと並び、新鮮で安全安心な製品を低価格で販売。この日を待っていた買い物客もいるなど、年々人気も高まってきています。



### 紅葉まつり

第三十九回養老牛温泉紅葉まつりが同温泉の特設会場で開催されました。九月の気温が高めだったため、メインである「紅葉」は残念ながら見られませんでした。が、じゃがいものつかみ取りやヤマベ釣り、ヤマベすくいなどのイベントを楽しみ、ゆっくり温泉につかるなど秋の一日を満喫していました。



### 共同募金スタート

今年も、「赤い羽根共同募金」がスタートし、募金活動初日のこの日、町内四ヶ所の大型店前で街頭募金が行われ、ボランティアや福祉協議会職員などが街



頭募金に参加し募金を呼びかけました。この活動は十二月三十一日まで行われ、集まった募金は高齢者福祉などに役立てられます。



### じどうかんまつり

第二十四回じどうかんまつりが総合文化会館で開催されました。最初に大ホールステージでフォークダンスや一輪車など日頃の児童館での活動を披露。この他十円ショップやだがしやさん、ゲームコーナーなどが館内の至る所で催され、訪れた子供たちもあっちこちと大忙しで移動し楽しんでいました。



この広報紙は資源保護のため再生紙を使用しています。

平成17年 11 VOL.515

# 中標津

なかしべつ

## ひとのうま

( ) 内は前月比

誕生	15人	死亡	15人
転入	91人	転出	83人

9月30日現在住民登録人口

町の人口	24,048 (+ 8)
男	11,815 (- 6)
女	12,233 (+14)
世帯数	10,132 (- 1)



広報中標津は、環境保護のために古紙配合率100%再生紙および100%植物油型インキ「ナチュラリス100」を使用しています。